

療養証明に関するよくあるご質問

Q1 発行手数料はかかりますか？

A 発行手数料はかかりません。

Q2 複数枚発行してもらうことはできますか？

A 複数枚発行も可能です。申請時に必要な枚数を入力してください。

Q3 療養証明書を紛失したので再発行したいのですが？

A お手数ですが、再度「自宅療養証明書の発行申請」からお申込みください。

Q4 入院及び宿泊していた期間の証明書も発行できますか？

A 保健所で発行する療養証明には入院及び宿泊療養施設での療養期間は含まれません。入院における療養期間の証明書につきましては、入院先の医療機関にお問い合わせください。宿泊療養施設における療養期間の証明書につきましては、東京都福祉保健局「03-5320-4478」にお問い合わせください。

Q5 自宅療養後に宿泊や入院療養をしたのですが、自宅療養証明書を発行することはできますか？

A 自宅で療養した期間が1日でもあれば発行可能です。

Q6 保険会社の様式で療養証明を発行してもらうことはできますか？

A 申し訳ございませんが、個別の保険会社の様式での発行はできません。

Q7 療養期間の開始日はいつになりますか？

A 医療機関で新型コロナウイルス感染症の診断を受け、医療機関から保健所に報告があった日が療養期間の開始日です。症状が初めて発現した「発症日」とは異なりますのでご注意ください。

Q8 療養期間の開始日が発症日ではなく報告年月日になるのは何故ですか？

A 新型コロナウイルス感染症に係る療養は、感染症の蔓延防止を図る観点から保健所の指示により行っているところです。保健所が患者に対し自宅または宿泊施設での療養を指示できるのは、新型コロナウイルス感染症の診断が確定して初めて可能となるため、療養期間の開始日は診断日になります。